

車駕之古址古墳公園植栽管理業務 仕様書

車駕之古址古墳公園植栽管理業務は、車駕之古址古墳公園を良好な状態に管理し、利用者が快適に利用できる状態に保つことを目的とする。

車駕之古址古墳公園は一般に開放し、利用者が自由に利用できる公園である。植栽管理業務の実施においては安全の確保のため作業範囲に立入り防止柵を設けて利用者の安全を確保し、作業完了後は速やかに利用者に開放しなければならない。ただし、薬液散布等は必要な養生期間を設けること。

管理業務の範囲は、和歌山市が所有する公園用地（9160m²）とする。

業務の実施によって、公園施設の破損または不備を発見した場合は、速やかに監督職員に通知しなければならない。また、公園施設が危険な状態にある場合は必要な処置を実施すること。

本業務は管理業務であり修繕業務を含んでいない。

I 業務管理計画

受注者は、車駕之古址古墳公園植栽管理業務を実施するにあたり、着手までに業務管理計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。

業務管理計画書には、樹木管理・広場管理の業務内容・実施方法・時期等について記載すること。

II 樹木管理業務

1 剪定

剪定は、植栽樹木の美観、景観、樹勢の確保・向上のため適切に実施すること。

業務に必要な器具類・仮設費等の一切の費用を含む。

剪定くずの集積・積込・搬出までの一連の作業を含む。

① 軽剪定

ツツジ類の剪定を年1回行う。樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生を防止することを目的とする。

② 枝葉処分

剪定した枝葉は、適正に処分すること。

2 プランター植栽

プランター植栽は、公園に置かれているプランター18基について、旧植栽撤去処分、植栽土補充、新規植付け、活着管理までのすべての作業を含む。

花植付けについては、春夏花植え付け、秋冬花植え付けの2回施工する。花はポット苗とし、花種の選定は受注者が行い監督職員の承諾を得ること。

植付けは、1プランターあたり6ポットとし、合計108ポットとする。

III 広場管理業務

1 植栽樹・プランターの除草

年3回実施する。除草した草は、適正に処分すること。

2 芝生広場の芝刈

年5回実施する。

芝刈は、芝生の美観・景観・日照・生育の向上・維持を目的とし、雑草の刈込を含む。

ハンドガイド式芝刈り機を標準としているが、施工場所の良否により搭乗式・肩掛け式・手刈等により芝生広場の全面を美観良く仕上げること。

業務に必要な器具類の一切の費用を含み、刈くずの集積・積込・搬出までの一連の作業を含む。

芝の種類は野芝である。

3 発生材の処分

除草、芝刈、補植等の管理業務により発生したものは、適正に処分をすること。

芝刈から刈くずの搬出までの一連の作業は、速やかに行うこと。

IV その他

1 用具・器具類

本業務に使用する機械・器具類のすべては、貸与するものを除き、本業務費に含むものとする。

2 鍵の貸与等

公園に設置している車止めの南京錠の鍵を受注者に貸与する。受注者は、貸与された鍵で車止めを開閉し、作業車両を公園のアスファルト園路に乗入れて業務を行うものとする。車両を芝生広場に乗入れる場合は、芝生への影響が出ないように注意すること。墳丘部分への車両の乗入れは認めない。車止めは作業終了後に施錠しなければならない。貸与された鍵は業務完了後に和歌山市に返却する。

3 清掃業務との協力

本業務と平行して、車駕之古址古墳公園清掃業務委託を発注する。この受注業者と業務実施日が重なった場合、相互に協調して業務を遂行すること。

4 履行記録の提出

受注者は、毎回の業務について、着前、作業中、完了の写真を撮影し、業務の履行を証明する。

監督職員の立会、監督職員の確認等は特に必要な場合を除き実施しない。全業務完了時に写真帳と業務日誌を提出しなければならない。

5 公園施設等の破損

・受注者は、公園施設等に対して善良なる管理者の注意をもって対処しなければならない。

・受注者は、この業務において不注意又は故意に公園施設等を破損した場合は、監督職員に速やかに報告し、受注者の責任で原形復旧しなければならない。

・受注者は、不慮の事故又はやむを得ない理由により公園施設等を破損した場合は、監督職員と協議の上で、復旧の方法及び費用の負担割合を決定する。

6 住民等との調整

業務期間中において、受注者は付近住民や関係者からの苦情又は要望に対して誠意をもって対処しなければならない。

7 事故及び発生材飛散等の防止対策

業務遂行時、石、刈草、ごみ等が歩行者、車両、道路、民家等へ飛散しないよう必要に応じて飛散防止措置を施し、十分注意して作業を行うこと。特に民家近辺の除草及び芝刈作業を行う場合は、作業終了後にも石、刈草、ごみ等が飛散しないよう発生材を現場に残置せず、掃除等の後始末を完全にすること。

8 必要な資格に関する事項

本契約の受託に際しては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する造園工事業に係る技術者を直接的に雇用していることを条件とする。

落札業者は、当該資格等の保有状況を確認するための書類（資格証の写し、雇用を証する書類の写し等）を契約締結時に和歌山市に提出すること。

V 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

車駕之古址古墳公園植栽管理業務 公園施設数量表

名 称	種 別	規格・寸法	数 量	単位	摘 要
公園面積			9160	m ²	
アスファルト園路			780	m ²	
舗石園路			380	m ²	
芝生広場			4960	m ²	
真砂土広場			2550	m ²	
低木植栽	ツツジ類	寄せ植え	600	本	127m ²

車駕之古址古墳公園植栽管理業務 業務数量総括表

業務区分	業務	種別	細別	規格	単位	数 量	摘 要
本業務費				式		1	
樹木管理業務				式		1	
樹木整姿				式		1	
剪定				式		1	
軽剪定				式		1	
低木刈込（寄せ植え）	ツツジ類			本		600	
剪定枝処分				式		1	
運搬				t		0.5	
処分費				t		0.5	
植栽管理				式		1	
プランター植栽				式		1	
春夏花植付け				鉢		108	プランター18基

秋冬花植付け	鉢	108	プランター18基
広場管理業務	式	1	
除草	回	3	
植栽樹・プランター 除草	m ²	132	人力除草
芝刈	回	5	
芝生広場 芝刈 (ハンドガイド式)	m ²	4960	
発生材処分	式	1	
運搬費	t	18	
処分費	t	18	
直接業務費 (計)	式	1	
共通仮設費	式	1	
純業務費 (計)	式	1	
現場管理費	式	1	
業務原価 (計)	式	1	
一般管理費	式	1	
業務価格 (計)	式	1	
消費税相当額	式	1	
業務原価 (計)	式	1	

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は車駕之古址古墳公園植栽管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の変更）

第9条 乙は、その責めに帰すことができない事由により、契約期間に委託業務を履行できなかったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明らかにした書面により契約期間の変更を求めることができる。この場合において甲は、変更した契約期間を遅滞なく、書面で通知するものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により履行期日に委託業務を履行しない場合において、当該履行期日後相当の期間内に属する日に委託業務を履行できるときは、乙から委託金額の100分の10の金額に相当する額の損害賠償金を徴収して、履行期日を変更することができる。

（確認）

第12条 乙は、毎回、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

（委託金の支払）

第13条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）その責めに帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除すること

ができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものい。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

- 第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。
- 2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花 正啓

乙